

広島県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があつた。

令和五年五月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

| 施設の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------|------------------|----------------|
| 河津原集会所 | 廿日市市河津原 749 番地 2 | 令和 5 年 4 月 1 日 |
| 吉和ふれあい交流センター | 廿日市市吉和 1886 番地 1 | 令和 5 年 5 月 1 日 |